

平成 27 年第 1 回（3 月）大磯町議会定例会

議 案 第 9 号 説 明 資 料

平成 27 年 2 月 17 日

大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

資 料

改正概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
改正内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
新旧対照表	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2～4
参考資料 附属機関として設置しようとする委員会の概要	・・・・・・・・	5～7

総 務 課
町 民 課
福 祉 課
環境美化センター

大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

○ 改正概要

専門的判断を求め、各界の意見を広く聴取するため、3つの委員会を地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として新たに位置付けるため、規定の改正を行うものです。

また、これに関連し、委員会の委員の報酬の額を定めるため、地方自治法第203条の2第4項の規定に基づき、大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正を併せて行うものです。

○ 改正内容

1 附属機関の追加

「大磯町自治基本条例町民委員会」、「大磯町介護保険地域密着型サービス事業者選定委員会」及び「大磯町廃棄物処理施設等整備運営事業者選定委員会」を附属機関として位置付けるため、大磯町附属機関の設置に関する条例の別表に追加します。

附属機関	設置目的	委員数
大磯町自治基本条例町民委員会	大磯町自治基本条例(平成23年大磯町条例第9号)の見直しについて、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	10人以内
大磯町介護保険地域密着型サービス事業者選定委員会	介護保険事業計画に基づく地域密着型サービスの整備及び運営を行う事業者の選定に関し審議を行うこと。	7人以内
大磯町廃棄物処理施設等整備運営事業者選定委員会	廃棄物処理施設等の整備及び運営を行う事業者の選定に関し審議を行うこと。	6人以内

2 関連する条例の一部改正

上記の委員会を附属機関とすることに伴い、大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、委員の報酬を規定します。

区分	報酬の額
自治基本条例町民委員会委員	日額 6,500円
介護保険地域密着型サービス事業者選定委員会委員	日額 6,500円
廃棄物処理施設等整備運営事業者選定委員会委員	日額 6,500円

※ 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条の規定により、学識経験者として委嘱する委員の報酬額は、上記の表中「6,500円」とあるのは「8,400円」となります。

3 施行日

公布の日からとします。

大磯町附属機関の設置に関する条例新旧対照表 新旧対照表

改正案	現行																												
<p>第1条～第3条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 <u>(大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)</u></p> <p>2 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年大磯町条例第20号）の一部を次のように改正する。 <u>別表自転車等駐車対策協議会委員の項の次に次のように加える。</u></p> <table border="1" data-bbox="174 582 1097 622"> <tr> <td>自治基本条例町民委員会委員</td> <td>日額 6,500円</td> <td>同上</td> </tr> </table> <p><u>別表高齢者福祉計画策定等委員会委員の項の次に次のように加える。</u></p> <table border="1" data-bbox="174 662 1097 702"> <tr> <td>介護保険地域密着型サービス事業者選定委員会委員</td> <td>日額 6,500円</td> <td>同上</td> </tr> </table> <p><u>別表在宅医療多職種連携会議委員の項の次に次のように加える。</u></p> <table border="1" data-bbox="174 774 1097 813"> <tr> <td>廃棄物処理施設等整備運営事業者選定委員会委員</td> <td>日額 6,500円</td> <td>同上</td> </tr> </table>	自治基本条例町民委員会委員	日額 6,500円	同上	介護保険地域密着型サービス事業者選定委員会委員	日額 6,500円	同上	廃棄物処理施設等整備運営事業者選定委員会委員	日額 6,500円	同上	<p>第1条～第3条 省略</p>																			
自治基本条例町民委員会委員	日額 6,500円	同上																											
介護保険地域密着型サービス事業者選定委員会委員	日額 6,500円	同上																											
廃棄物処理施設等整備運営事業者選定委員会委員	日額 6,500円	同上																											
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="152 925 1097 1244"> <thead> <tr> <th>附属機関の属する執行機関</th> <th>附属機関</th> <th>設置目的</th> <th>委員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">町長</td> <td>大磯町総合計画審議会</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>}</td> <td>}</td> <td>}</td> </tr> <tr> <td>大磯町自転車等駐車対策協議会</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員数	町長	大磯町総合計画審議会	省略	省略	}	}	}	大磯町自転車等駐車対策協議会	省略	省略	<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1151 925 2101 1244"> <thead> <tr> <th>附属機関の属する執行機関</th> <th>附属機関</th> <th>設置目的</th> <th>委員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">町長</td> <td>大磯町総合計画審議会</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>}</td> <td>}</td> <td>}</td> </tr> <tr> <td>大磯町自転車等駐車対策協議会</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員数	町長	大磯町総合計画審議会	省略	省略	}	}	}	大磯町自転車等駐車対策協議会	省略	省略
附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員数																										
町長	大磯町総合計画審議会	省略	省略																										
	}	}	}																										
	大磯町自転車等駐車対策協議会	省略	省略																										
附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員数																										
町長	大磯町総合計画審議会	省略	省略																										
	}	}	}																										
	大磯町自転車等駐車対策協議会	省略	省略																										

改正案

大磯町自治基本 条例町民委員会	大磯町自治基本条例(平成23年大磯町条 例第9号)の見直しについて、町長の諮 問に応じて調査審議し、その結果を報告 し、又は意見を建議すること。	10人以内
大磯町世代交流 センターさざん か荘運営委員会	省略	省略
}	}	}
大磯町高齢者福 祉計画策定等委 員会	省略	省略
大磯町介護保険 地域密着型サー ビス事業者選定 委員会	介護保険事業計画に基づく地域密着型 サービスの整備及び運営を行う事業者 の選定に関し審議を行うこと。	7人以内
大磯町在宅医療 推進会議	省略	省略
}	}	}
旧吉田茂邸利活 用検討委員会	省略	省略
大磯町廃棄物処 理施設等整備運 営事業者選定委 員会	廃棄物処理施設等の整備及び運営を行 う事業者の選定に関し審議を行うこと。	6人以内

(以下、省略)

現行

大磯町世代交流 センターさざん か荘運営委員会	省略	省略
}	}	}
大磯町高齢者福 祉計画策定等委 員会	省略	省略
大磯町在宅医療 推進会議	省略	省略
}	}	}
旧吉田茂邸利活 用検討委員会	省略	省略

(以下、省略)

大磯町特別職職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正案

現行

第1条～第5条 省略

第1条～第5条 省略

附 則
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

別表（第2条、第4条関係）

区分	報酬の額	費用弁償の額
教育委員会委員	省略	省略
）	）	）
自転車等駐車対策協議会委員	省略	省略
<u>自治基本条例町民委員会委員</u>	<u>日額 6,500円</u>	<u>同上</u>
世代交流センターさざんか荘 運営委員会委員	省略	省略
）	）	）
高齢者福祉計画策定等委員会 委員	省略	省略
<u>介護保険地域密着型サービス 事業者選定委員会委員</u>	<u>日額 6,500円</u>	<u>同上</u>
在宅医療推進会議委員	省略	省略
在宅医療多職種連携会議委員	省略	省略
<u>廃棄物処理施設等整備運営事 業者選定委員会委員</u>	<u>日額 6,500円</u>	<u>同上</u>
老人福祉センター所長	省略	省略
）	）	）
嘱託員、調査員、審査員、指導 員、研究員、連絡員、協力員及 びこれらに準ずる者	省略	省略

区分	報酬の額	費用弁償の額
教育委員会委員	省略	省略
）	）	）
自転車等駐車対策協議会委員	省略	省略
世代交流センターさざんか荘 運営委員会委員	省略	省略
）	）	）
高齢者福祉計画策定等委員会 委員	省略	省略
在宅医療推進会議委員	省略	省略
在宅医療多職種連携会議委員	省略	省略
老人福祉センター所長	省略	省略
）	）	）
嘱託員、調査員、審査員、指導 員、研究員、連絡員、協力員及 びこれらに準ずる者	省略	省略

附属機関として設置しようとする委員会の概要

○ 大磯町自治基本条例町民委員会

1 委員会の設置目的

大磯町自治基本条例第29条には、本条例の見直し及び検討手続の方法が定められており、検討の期間は、同条第1項で「5年を越えない期間ごとに」検討する旨を、見直しを行うに当たっては、第2項で「町民委員会を設置して、町民の意見を聴取するとともに、これを反映させるものとする」旨を定めています。

このことから、本条例が大磯町にふさわしいものであり続けているかどうか等の検討に当たり、町民意見を聴取しそれを反映させるために、当委員会を設置します。

2 委員構成について

委員会の委員については、以下を予定しています。

- ・ 学識経験者
- ・ 公募町民
- ・ 大磯町区長連絡協議会代表
- ・ 大磯町内の企業又は関係団体の代表
- ・ その他町長が必要と認める者 計10人以内を予定

3 委員の任期

当該条例の見直しの検討が終了する日まで

4 委員会の開催予定

開催時期	開催内容（予定）
平成27年9月頃	条例の運用状況等の検証について
平成27年11月頃	条例改正等の必要性について
平成27年12月頃	意見報告書の取りまとめ

○ 大磯町介護保険地域密着型サービス事業者選定委員会

1 委員会の設置目的

大磯町高齢者福祉計画（介護保険事業計画）に基づく地域密着型サービスの整備及び運営を行う事業者の選定に関する事項について、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申することを目的とし、委員会を設置します。

2 委員構成について

委員会の委員については、以下を予定しています。

- ・ 町民福祉部長
- ・ 町職員 1人
- ・ 平塚保健福祉事務所職員 1人
- ・ 学識経験者 1人
- ・ 区長連絡協議会代表 1人
- ・ その他町長が必要と認める者 2人 計7人以内を予定

3 委員の任期

計画年度終了の日まで

4 委員会の開催予定

開催時期	開催内容
平成27年8月頃	事業者選定委員会

【参考：地域密着型サービス名称とその内容】

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じ、定期巡回と随時の対応による訪問介護・訪問看護
②夜間対応型訪問介護	夜間の定期巡回や通報による訪問介護
③認知症対応型通所介護	認知症高齢者の特性に配慮したデイサービス
④認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者グループホーム
⑤小規模多機能型居宅介護	サービス拠点でのデイサービス・短期間宿泊及び居宅への訪問介護
⑥地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	定員30人未満の小規模な特別養護老人ホーム
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	定員30人未満の小規模な介護専用特定施設
⑧複合型サービス	小規模多機能型居宅介護、必要に応じ訪問看護

○ 大磯町廃棄物処理施設等整備運営事業者選定委員会

1 委員会の設置目的

現在の廃棄物処理施設の整備運営については、PFI方式等の導入により、一般競争入札や指名競争入札といった単なる価格競争ではなく、価格その他の条件が当該自治体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする、総合評価一般競争入札や公募型プロポーザル方式を採用する自治体が多くなっています。

今後、大磯町が整備予定の廃棄物処理施設等についても、整備及び運営を行う事業者を総合評価一般競争入札等により決定するに当たり、事業者選定基準等について審議し、また、事業者を公平かつ適正に選定するために、当委員会を設置します。

2 委員構成について

委員会の委員については、以下を予定しています。

- ・ 学識経験者 3人
- ・ その他町長が必要と認める者 3人 計6人以内を予定

3 委員の任期

当該事業者選定の審査が終了する日まで

4 委員会の開催予定

開催時期	開催内容
平成27年4月	事業内容の確認、実施方針の審議
平成27年6月	公募用書類の確認、事業者選定基準の審議
平成27年10月	評価プロセスの詳細検討
平成27年12月	総合評価の実施、審査講評の検討

※ 上記は（仮称）リサイクルセンターの整備運営事業者の選定における予定です。

【参考：対象となる廃棄物処理施設等】

- ・ （仮称）リサイクルセンター
- ・ し尿処理施設